

## 2. 具体的な支援策

スウェーデンでは、国や地方からの企業に対する補助金については、欧州連合の機能に関する条約（TFEU）106～109 条によって禁じられている。補助金や利子や税の軽減等いかなる形態を取ろうとも、補助金は特定の部門や特定の地域の企業を有利にし、競争をゆがめる恐れがあるためである。これに対して、企業規模や部門、地域に係らず一般に適用される補助金は、この条約の対象外となる。

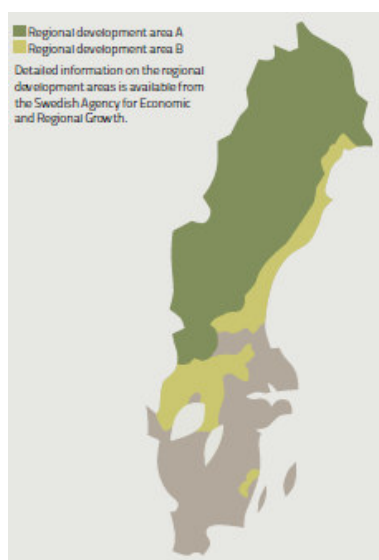
例えば、ボルボやサーブを政府が支援しなかったのは、特定部門の企業を優遇することになるためである。しかし、道路への補助金支出は、誰もが便益を受けるので認められることになる。また、雇用プログラムへの支出は、受講者の雇用可能性（employability）を高め、どの企業もその恩恵を受ける可能性があるため、これも認められる。さらに、EU から支出されるエコカー購入に対する補助金も、EU の政策方針に沿っており、特定の自動車メーカーを利するものでもないため、認められることになる。

企業は、スウェーデンでは限られた目的の範囲内でのみ補助金を受けることができる。先述のとおり、欧州構造基金を利用できるプログラムも存在するが、主たる補助金は、主に北部の過疎地域レベルで均衡ある経済開発を促進するために用意されている。

### (1) 地域開発助成金

経済成長を促し、均衡の取れた地域開発を実現することを目的とした助成金であり、「地域投資助成金」と「地域雇用助成金」に分けられ、企業が受けられるのは、いずれか一方である。助成金を得るためには、指定された地域開発エリア A または B で事業を営むことが要件となっている。

図表 地域開発助成金を受けることが可能な地域エリア



資料) Invest Sweden(2012), “Fact Sheet- Regional financial incentives”

## ①地域投資助成金

地域開発エリア A、B に投資する企業は、地域投資助成金を受けることができる。助成金の主な財源は、中央政府（スウェーデン経済・地域開発庁）とレーン府（中央政府の地方行政庁）である。助成金は、次に挙げる事業活動に対して交付される。

- ・産業および産業に類する事業
- ・サービス事業
- ・対象が地場市場や地域市場にとどまらないサービス事業
- ・観光事業
- ・賃貸物件の建設
- ・地域の事業開発にとって特に重要な事業

地域開発助成金の上限は、総投資費用に占める割合で規定されている。金額は、投資の種類、企業の種類、当該企業が事業を営んでいる地域開発エリアの3点を基に決定される。

図表 地域投資助成金の融資率上限

投資種類	小規模企業	中規模企業	大企業およびグループ企業
機械類、設備、建造物等、および無形投資(特許、ライセンスなど)	エリアA:35% エリアB:30%	エリアA:25% エリアB:20%	エリアA:15% エリアB:10%
賃貸物件	エリアA:25%	エリアB:20%	0%
コンサルティングサービス、見本市や展示会への参加	50%	50%	0%
特別な教育研修	40%	40%	30%
競争に至る前の製品開発	40%	40%	0%

資料) Invest Sweden(2012), “Fact Sheet- Regional financial incentives”

## ②地域雇用助成金

申請企業には、以下の条件を遵守することが求められる。

- ・エリア A および B の新設企業が、新規人材採用のための資金調達であること。
- ・交付対象は「地域投資助成金」の項の「助成金が適用される事業活動」に該当する事業に限られる。
- ・助成金を受ける事業活動は、収益性が高く長期雇用につながるものでなければならない。
- ・雇用拡大計画の実現に助成金が必要であるとみなされなければならない。
- ・終身雇用を目指し、失業者や失業しそうな人を受け入れるものでなければならない。
- ・本助成金と公共職業安定所が提供する雇用創出助成金の両方を受けることはできない。

助成金の金額は、雇用や経済成長に及ぼす影響と、当該事業が社会にとってどの程度重要であるか等を基に、個別に決定される。原則として、交付金額が雇用拡大の実現に必要な金額を超えることはない。

図表 助成金の上限額 (SEK)

助成金の上限	エリアA	エリアB
1年目	66,000	40,000
2年目	66,000	40,000
3年目	66,000	40,000
合計	198,000	120,000

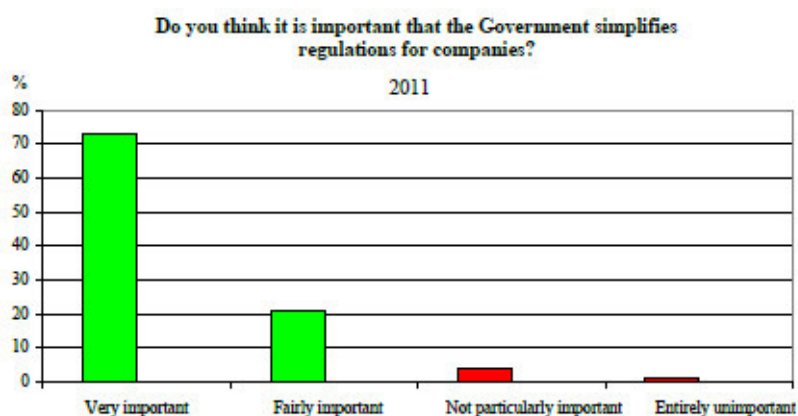
注) 地域開発エリア A、B における通年雇用の新規従業員 1 人に対する助成金上限額  
資料) Invest Sweden(2012), “Fact Sheet- Regional financial incentives”

## (2) より良い規制 (Better Regulation)

企業は公的部門からの支援策として、ビジネスにとってより良い環境、迅速なサービスを求めている。例えば、より良いビジネス環境を構成する一つの要素として、より良い規制 (Better Regulation) という考え方がある。

スウェーデンの「より良い規制のための産業委員会 (Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation)<sup>55</sup>」が2011年に実施した調査結果では、政府規制の簡素化について、73%の企業が「非常に重要」、21%の企業が「かなり重要」と回答しており、都合94%の企業が政府規制の簡素化を望んでいる。この水準は2009年、2010年の結果とも比べても変化がない。

図表 政府規制の簡素化についての企業の考え方



資料) Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation (2011), "The Regulation barometer 2011"

このような背景の下、スウェーデンでは、企業活動を円滑にし、国際的に競争力のあるものとするために、行政の各分野での規制を簡素化し、企業にとっての行政関連費用を低下させようというプログラム「より良い規制 (Better Regulation)」が進められている。これは、EU での取組の一環として、スウェーデンにおいても取り組まれているものである。

ただし、政府規制を簡素化しようという動きは、決して新しいものではなく、既に1970年代には、政府の規制・指導・ガイドラインを抑制するための条例が作成されていた。

企業にとっての行政関連費用は、「標準費用モデル (Standard Cost Model)<sup>56</sup>」によって計測される。「標準費用モデル」はオランダで考案され、現在では国際的に用いられて

<sup>55</sup> 1982年に設立されたNPO。スウェーデンの30万の企業を含む15の企業団体・業界団体から構成される。

<sup>56</sup> 基本的には、各手続きについて積み上げたΣ (各手続きに要する時間×労働単価+その他の費用)を計算することになる。

いる方法である。この方法に賛同する EU 諸国や OECD では、国際ネットワークを構築し、各国におけるビジネス環境の向上を目指し、統一的な方法で企業にとっての行政関連費用を計測している。スウェーデンにおける「より良い規制：2006-2010 年プログラム (Better Regulation 2006-2010) <sup>57</sup>」では、期間中に企業にとっての行政関連費用を 25%削減することが目標として掲げられた。

### ①行政側の評価

2011 年 1 月には、2006 年から 2010 年までの取組の評価結果が企業・エネルギー・通信省から公表されている。これによれば、この期間中の企業にとっての行政関連費用の削減は、全体で 7.3%に留まっていることが示されている。

規制省庁別の内訳を見ると、農業省、社会統合・男女平等省、企業・エネルギー・通信省所管での費用が減少しているのに対して、社会省や財務省関連の費用が上昇していることが分かる。規制分野別では、農業、エネルギー、食品分野での企業の行政関連費用が減少したのに対して、健康・医療、財政部門でのコストは上昇している。

なお、企業にとっての行政関連費用のうち、約 53%は EU 法制の遵守に係るものであり、スウェーデン法制に基づく費用は 47%を占めることが推計されている。

図表 企業にとっての行政関連費用（規制所管省庁別）

省庁名	年間コスト(百万SEK)			改善状況(百万SEK、%)	
	2006	2009	2010予測	2006-2009	2006-2010予測
雇用省	6,585	6,500	6,330	-85 -1.3%	-255 -3.9%
財務省	10,008	10,847	11,025	840 8.4%	1,017 10.2%
防衛省	461	390	390	-72 -15.6%	-72 -15.6%
社会統合・男女平等省	1,248	855	855	-393 -31.5%	-393 -31.5%
農業省	9,028	5,709	5,699	-3,318 -36.8%	-3,329 -36.9%
司法省	51,158	51,199	51,232	40 0.1%	74 0.1%
2010年2月15日以降の修正分を含む			47,516		-3,716 -6.8%
文化省	3	3	3	0 0.0%	0.08 -2.8%
環境省	10,625	10,506	10,482	-119 -1.1%	-143 -1.4%
企業・エネルギー・通信省	5,757	5,672	5,252	-85 -1.5%	-506 -8.8%
社会省	1,610	1,928	1,900	317 19.7%	289 18.0%
外務省	33	32	32	-1 -3.3%	-1 -3.2%
合計	96,518	93,641	89,484	-2,877 -3.0%	-7,034 -7.3%

資料) 企業・エネルギー・通信省 (2011) „A Positive Change in Day-to-Day Business – The Government’s Action Plan for Better Regulation 2006-2010–”

<sup>57</sup> 現在は、2011-2014 年プログラムに移行している。

図表 企業にとっての行政関連費用（規制分野別）

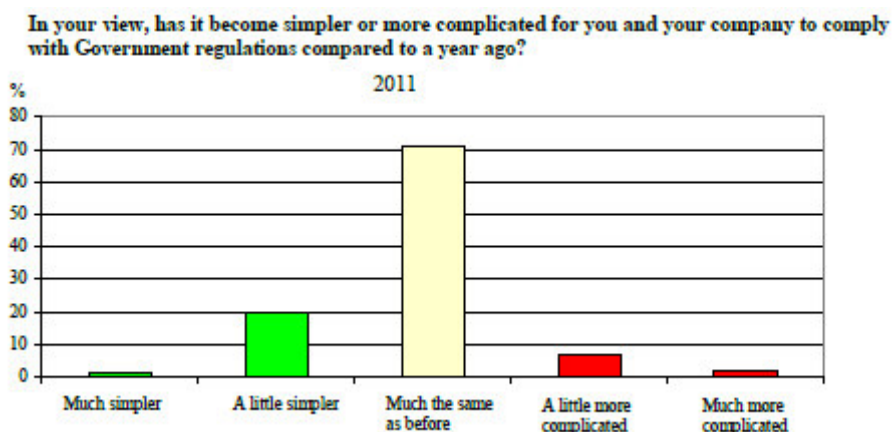
規制分野	年間コスト(百万SEK)			改善状況(百万SEK、%)	
	2006	2009	2010予測	2006-2009	2006-2010予測
労働法制関連	6,343	5,858	5,689	-485 -7.6%	-654 -10.3%
会社法関連	24,631	24,728	24,728	97 0.4%	97 0.4%
2010年2月15日以降の修正分を含む			22,128		-2503 -10.2%
会計	22,895	22,930	22,930	35 0.2%	35 0.2%
2010年2月15日以降の修正分を含む			22,370		-525 -2.3%
建設・不動産法関連	7,146	7,147	7,137	0 0.0%	-9 -0.1%
エネルギー	1,023	809	617	-214 -20.9%	-407 -39.8%
財政	2,571	2,984	3,049	413 16.1%	478 18.6%
健康・医療	1,019	1,343	1,316	324 31.8%	297 29.1%
農業	623	373	364	-251 -40.2%	-260 -41.7%
通信	230	354	258	123 53.5%	28 12.0%
食品	8,400	5,333	5,333	-3,067 -36.5%	-3,067 -36.5%
環境	3,648	3,532	3,517	-117 -3.2%	-131 -3.6%
生産・消費	4,520	4,444	4,444	-76 -1.7%	-76 -1.7%
課税	6,348	6,783	6,930	435 6.9%	582 9.2%
統計	299	292	291	-7 -2.3%	-8 -2.7%
交通	2,976	2,978	2,845	1 0.1%	-132 -4.4%
関税・貿易	1,929	1,930	1,930	1 0.0%	1 0.0%
年次報告書作成	1,914	1,822	1,822	-92 -4.8%	-92 -4.8%
2010年2月15日以降の修正分を含む			1,522		-392 -20.5%
合計	96,518	93,641	89,484	-2,877 -3.0%	-7,034 -7.3%

資料) 企業・エネルギー・通信省 (2011) ,”A Positive Change in Day-to-Day Business – The Government’s Action Plan for Better Regulation 2006-2010 –”

## ②企業側の評価

上記の政府推計の結果に対して、企業サイドの実感としては、政府の規制が「大いに簡素化された」と「多少簡素化された」との回答は、合わせても 21%に過ぎないのに対して、「以前とほとんど同じ」との回答が 71%を占める。大半の企業にとっては、規制を含む行政関連費用は軽減されていない、との認識のようである。

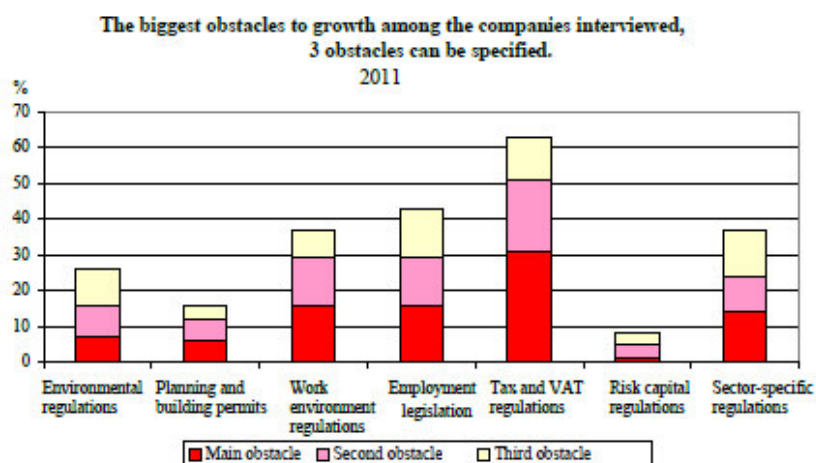
図表 政府の規制についての見方－1年前との比較－



資料) Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation (2011), "The Regulation barometer 2011"

また、企業は、分野的には「租税・付加価値税関連の規制」および「雇用関連法制」が特に企業成長にとっての足枷になると考えている<sup>58</sup>。

図表 企業の成長を阻害する規制分野



資料) Board of Swedish Industry and Commerce for Better Regulation (2011), "The Regulation barometer 2011"

<sup>58</sup> この結果は、本報告書「II.2.(3)」に記した現地企業・企業団体へのインタビュー内容とほぼ整合が取れている。